

**令和8年度 AI を活用した水稲及びさといも
の栽培管理最適化事業委託業務仕様書**

1. 業務名

令和8年度 AI を活用した水稲及びさといもの栽培管理最適化事業委託業務

2. 目的

主力露地作物である水稲及びさといもは、近年の急激な気候変動により、品質や収量の低下等が懸念されることから、これまで蓄積してきた栽培・収量データ等を AI アルゴリズムで解析し、現在の気象条件に適した栽培管理時期等を高精度に予測可能な生育モデルを開発することで品質及び収量の向上を目指す。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

4. 委託事業費

下記の金額を上限とする。

支出内容	金額（消費税及び地方消費税を含む）
システム開発等に要する費用	¥1,500,000 円

5. 業務内容

システムの開発・納入を行うとともに、利用方法に関する説明及び譲渡後の運用サポート役務を提供する。その際、受託者は「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守するとともにこれにかかる所要の措置を講じなければならない。

詳細は下記のとおりであり、参加を申し込む者はこれを満たす企画提案をすること。

AI による栽培管理時期の最適化システムの開発及び付帯業務

①品 目 水稲、さといも

②利用環境

本システムは、ブラウザから利用することを想定しており、一般的なパソコンから不都合なく利用できること。また、本システムを開発、運用するサーバーは受託者が確保すること。

③業務内容

愛媛県から提供する供試データ（栽培データ及び過年の気象データ等）を学習させ、現在の気象条件に適した定植や施肥、収穫等に関する指標を提案する AI システムを開発すること。また、システム納入後に、システムの操作方法等に関する現地説明会を1回開催すること。

④経費

受託者に支払う委託料には、上記「③業務内容」の費用が含まれるものとする。具体的には下記の費用が含まれ、委託者が別途費用を負担することなく、システムを無制限に利用できることを本業務の要件とする。

- ・システム利用におけるライセンス及び基本機能の提供に要する費用。
- ・システム導入に際しての初期設定、システム稼働確認に要する費用。
- ・利用者向け操作マニュアルの提供（PDF データ）に要する費用。
- ・システムの保守及びサポートに要する費用、並びにシステム不具合発生時の対応に要する費用。
- ・納入後に行う現地説明会（1回）にかかる人件費及び旅費。
- ・その他、システム開発等に必要な費用。

⑤システムの管理

受託者は、委託期間終了後、令和 11 年 3 月末まではシステムの保守、不具合発生時の対応等が可能な管理体制を整備すること。なお、「⑤システムの管理」にかかる経費については、委託者が別途負担することとする。

6. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議のうえ、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7. 再委託の可否

本業務を第三者に再委託することは原則として認めない。ただし、あらかじめ再委託しようとする者の商号又は名称、その理由、委託する内容、その他必要な事項を明記した書面により申請し、愛媛県がこれを許可した場合にはこの限りではない。

8. 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの意義申し立て等については、全て受託者の責任で対応する。

9. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目

的で使用しない。

- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料は、愛媛県の書面による了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

10. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施あたり、愛媛県会計規則、関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 契約や支払いに関する書類など、本業務の関係資料を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (3) 愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況を調査し、報告を求めることができる。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、愛媛県と受託者が協議して決定する。